

新	旧
<p>約款・規定集</p> <p>証券取引約款</p> <p>第1条～第45条 (省略)</p> <p>第46条 (免責事項)</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>(5) お客様が日本国外から通信を行った場合であって、本取引システムが正常に作動しなかったこと、又は当社の判断により特定の国からの通信を遮断したことによりお客様に生じた損害及び損失</u></p> <p><u>(6)～(18)</u> (省略)</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>令和元年12月9日 改訂</u></p>	<p>約款・規定集</p> <p>証券取引約款</p> <p>第1条～第45条 (省略)</p> <p>第46条 (免責事項)</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5)～(17)</u> (省略)</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

信用取引口座約款	信用取引口座約款
第1条～第23条 (省略)	第1条～第23条 (省略)
第24条 (信用取引配当金)	第24条 (信用取引配当金)
<p>1. 権利付最終売買日をまたいで建玉を保有している場合、信用取引配当金の<u>受払いが発生する可能性があります。</u>なお、信用取引配当金の受払いは、源泉徴収相当額が控除された後の金額<u>(以下、本条において「信用取引配当金相当額」といいます。)</u>によって行われます。</p>	<p>1. 権利付最終売買日をまたいで建玉を保有している場合、信用取引配当金の<u>授受が発生し、買建玉を保有しているお客様は信用配当金相当額を受け取り、売建玉を保有しているお客様は信用配当金相当額を支払うこととなります。</u>なお、信用配当金の受払いに<u>関しては</u>、源泉徴収相当額が控除された後の金額によって行われます。</p>
<p>2. <u>権利付最終売買日をまたいで買建玉を保有していたお客様は、発行会社の配当実施後に当社から信用配当金相当額を受け取ることとなります。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>3. <u>権利付最終売買日をまたいで売建玉を保有していたお客様は、当社に対し信用配当金相当額を支払うこととなります。なお、お客様の支払いは、発行会社の配当実施まで猶予されますが、当社は、権利落ち日以降、当社の定める予想信用取引配当金の引出しを制限すること(以下、本条において「引出し制限」といいます。)ができるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>4. <u>第2項及び第3項における信用取引配当金の受払いを行う日は当社が別途定めるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>5. <u>引出し制限の解除は、信用取引配当金の受払いが行われた日、又は当社が別途定める日とします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p>(以下、省略)</p> <p>以上</p> <p><u>令和元年12月9日改訂</u></p>	<p>(以下、省略)</p> <p>以上</p>
--	--------------------------